⑶　国家公務員倫理週間における啓発活動

平成14年度から毎年実施している「国家公務員倫理週間」(12月１日から７日までの１週間）に際し、公募作品の中から採用した標語「曇りなき　倫理が育む信頼感」を用いた啓発用ポスターやパンフレットを作成し、各府省等のほか、全国の地方公共団体及び経済団体に配布した。また、初めての試みとして、倫理週間期間中及びその前後の期間に、東京メトロ線駅構内に啓発用ポスターを掲示した。その他、一般職の国家公務員を対象とした講演会の開催、公務員倫理に反すると疑われる行為に係る情報提供を受け付ける「公務員倫理ホットライン」(ＴＥＬ：03―3581―5344、e-mail：rinrimail@jinji.go.jp）のＰＲを行い、さらには、各府省等の倫理監督官に対し、所属職員を対象とする公務員倫理に関する講話を実施すること、公務員倫理に関する自らの考えをメールにより全職員に直接送ることを依頼するなどし、ほとんどの府省等において実施された。

⑷　民間企業への広報活動

国家公務員と接触する機会のある民間企業に対して倫理法・倫理規程の周知及び理解の促進を図るため、全国37の経済団体を訪問して、倫理法・倫理規程のポイントを説明し、会員企業に対するパンフレットの配布、機関誌やホームページへの倫理週間の記事の掲載など、民間企業に対する広報活動への協力の依頼等を行うとともに、他の団体に対しても、郵送により、機関誌等への倫理週間の記事の掲載を依頼した。この結果、合計30団体の機関誌等に倫理週間等の記事が掲載された。

2　職員の職務に係る倫理の保持のための研修

倫理審査会は、倫理法第11条第４号の規定により、職員の職務に係る倫理の保持のための研修に関する総合的企画及び調整を行うほか、自ら実施することが適当と認められる研修については、これを計画し、実施することとされている。

これを受けて、平成24年度においては、次のような施策を実施した。

⑴　倫理制度説明会の実施

倫理制度の周知徹底等を目的として、各府省の本省の倫理事務担当者等及び地方機関の人事担当者等を対象とした倫理制度説明会を全国10か所において開催し、各府省における集合研修用倫理研修教材として開発した「研修教材パッケージ「公務員倫理」」のデモンストレーションを中心に、倫理法・倫理規程の説明を行った。また、平成23年３月に各府省等に対し「国家公務員倫理法の調査・懲戒手続マニュアル」を配付したことを踏まえ、調査及び懲戒手続の留意点等の説明を行った（参加者計585人）。

⑵　公務員倫理セミナーの開催

各府省等の地方機関の職員、それらの職員と接する機会のある民間企業等を対象として、仙台市及びさいたま市において、公務員倫理セミナーを開催し、有識者による講演として、仙台市においては雪印メグミルク株式会社社外取締役の日和佐信子氏に、さいたま市においては東京国立博物館長の銭谷眞美氏にそれぞれ御講演いただいたほか、倫理審査会事務局職員による制度説明を実施した（仙台市：139人、さいたま市：172人、合計311人）。

⑶　本省課長補佐級職員用の自習研修教材の開発・配付

平成22年度に幹部職員用、平成23年度に一般職員用の各自習研修教材を作成・配付したところであるが、平成24年度においては、実務の運営の中心的な役割を担う本省課長補佐級職員を対象として、倫理法・倫理規程についての理解の促進のみならず、広義の倫理、部下の指導、倫理的な組織風土の構築及び本省課長補佐級から対象となる贈与等報告書の詳細なルールなどを盛り込んだ本省課長補佐級職員用の自習研修教材「公務員倫理を見つめ直す」を作成し、各府省等に配付した。

⑷　ケーススタディ用ＤＶＤ研修教材の開発・配付

事例研究用教材として、最近問題となった事例、職員が判断に迷う事例や対応に困る事例をはじめ、通報制度の活用の推進に係る事例などを取り入れたケーススタディ用ＤＶＤ研修教材（Vol.７）を作成し、各府省等に配付した。

3　倫理制度に関する意見聴取

倫理審査会では、倫理の保持の施策の参考とするため、倫理制度や公務員倫理をめぐる諸問題について、各界から幅広く意見を聴取しており、また、各府省等における倫理法・倫理規程の運用実態、倫理法・倫理規程に対する要望等の把握にも努めている。

⑴　有識者との懇談会等

倫理審査会では、倫理法・倫理規程が施行されて以降、各界の有識者から、職員の倫理の保持の状況や倫理制度に対する評価、倫理の保持のための施策などについての意見聴取を続けており、平成24年度においては、福岡市及び東京都において、企業経営者、学識経験者、報道関係者等の各界の有識者と倫理審査会の会長や委員との懇談会を開催したほか、各府省の官房長等との懇談会を開催し、各府省等における倫理法・倫理規程の運用状況や業務への影響、倫理法・倫理規程に対する要望事項などを聴取した。

有識者との懇談会における主な意見

【福岡市】

○　約30万人いる一般職の国家公務員の中で、倫理法・倫理規程に関する懲戒処分の件数が年間十数件というのは、極めて少ないと率直に感じており、倫理法・倫理規程がずいぶん浸透しているのだなと思う。

○　現在は、省益にかなうのであれば、少しくらいの汚れ仕事でもうまく処理できる清濁併せ飲むことのできるような職員が高く評価される構造となっている。おかしいことをおかしいと批判でき、そのことが評価されるような構造にならない限り、不祥事に対する自浄能力を発揮できるような組織にはならない。

○　健全な倫理保持体制を確立するためには、やはりコミュニケーションが大事である。そのためには、管理職が日頃から職員と個人面談等をしながら、職員が抱えている事情とか問題とかを把握しておくとともに、風通しの良い職場環境を作るよう心がけておくべきだと考えている。

○　各種アンケート結果をみると、倫理法・倫理規程の存在が、国家公務員に民間企業との積極的な意見交換を躊躇させているのではないかとの懸念を持っている。倫理審査会として、そのようなことがないように各府省に指導していただきたい。

○　倫理法・倫理規程に規定されていることを徹底することが法律の最終的な目標、目的であるとは思わない。倫理規範を保持するということを手段として、国民全体のために仕事をするのだという誇り・使命感を強くさせ、前向きに積極的に公務員としての仕事をしていくことを可能にするところに法律の本来の目的があると考えている。

【東京都】

○　倫理法は適切な内容であると思っているが、その運用の仕方、あるいは行政には何が必要かということをまず知ってもらった上で、そのためのルールだということをしっかり分かるような形で啓発することが大事である。

○　国民に対して行うアンケート調査において、国家公務員の倫理感が低いと考える理由に不祥事や汚職がなくならないとするものがある。違反件数の増減はともかく、一定件数がずっと継続しているという現状は軽視してはいけない。

○　倫理規程には一貫して細かい禁止行為が規定されているが、これでは職員がかえって萎縮したり、形骸化するのではないかと危惧している。形骸化すると大きな問題を起こすこととなるので、形骸化は一番防がないといけない。

○　細かいルールを作ると、ルールに抵触しなければ何をしてもよいということになりかねない。近時の国際的な議論においては、いわゆる原則主義という考え方が基本だということである。そのため、研修等を通じて、誠実性、倫理感というメンタルな部分を涵養していくことが強く求められているものと考えられる。

○　日本にはおごりおごられという伝統があるのも事実であり、何でも割り勘にすればよいというものでもない。社会通念的には、先輩などにおごってもらうとかは特に問題があるとも思われない。確かに、倫理法制定時に相次いで不祥事が露呈したことから、規制強化へと大きく振り子がふれたが、関係者の意識も高まったことから、今はもう少し緩和の方向を検討してもよいのかも知れない。